

【イギリス】 2010年公務員等退職年金法の制定と公務員年金改革の動向

海外立法情報調査室・河島 太郎

* イギリスでは公務員年金改革が進行中であり、早期退職者の退職手当に限度額を設ける 2010年公務員等退職年金法が同年 12 月 16 日に制定された。また、2011 年 3 月 10 日には独立公務員年金委員会の最終報告が公表され、今後の公務員年金改革の全体像が明らかとなった。

2010 年公務員等退職年金法(同年法律第 37 号)

イギリスでは、1972 年公務員等退職年金法(同年法律第 11 号。以下「1972 年法」)に基づく国家公務員補償制度(Civil Service Compensation Scheme: CSCS)により、国家公務員の整理退職者中、50 歳未満の者にあつては俸給の 3 年分を限度として年齢、勤続年数及び職務に応じた退職手当の支給措置を受けること、50 歳から 60 歳までの者にあつては年金満額の即時支給や 6 年 8 か月を上限とする勤続年数の加算等の包括的早期退職優遇措置を受けることができるものとされてきた。CSCS は議会への報告が必要な委任命令で制定又は改正されるが、これらの 1972 年法に基づく委任命令の改正で在職中又はすでに退職後の公務員の給付を削減するものは、政府と国家公務員の代表者との合意が必要とされている(1972 年法第 1 条第 3 項及び第 2 条第 3 項)。

ブラウン前労働党政権は財政逼迫の折から費用の抑制と説明責任の向上を図るため 2009 年から CSCS の改正に取り組み、6 公務員労組中 5 労組と協議を整え 2010 年 2 月 5 日に CSCS の改正について議会に報告した。残る最大の公務員民間労働組合(Public and Commercial Services Union: PCS)がこれを不服として訴訟を提起したところ、同年 5 月 11 日に一審の高等法院は、PCS の同意を得ていない CSCS 改正は 1972 年法に反するとして一部を除きこれを無効とした(注 1)。

2010 年 5 月総選挙後の政権交代でブラウン政権を引き継いだ保守・自民連立政権は、直接、法律により退職手当に上限を設ける方針を採り、整理退職者の退職手当に俸給 1 年分、希望退職者の退職手当に俸給 15 か月分の限度額を定める規定(第 3 条第 2 項)を設ける 2010 年公務員等退職年金法(以下「2010 年法」)が 12 月 16 日に制定された。ただし、2010 年法第 3 条は国務大臣が命令で別段の定めをしない限り原則としてその施行後 1 年で失効するものとされ(第 4 条)、労使交渉の妥結による速やかな CSCS 改正が促された。12 月 22 日には、整理退職者の退職手当に俸給 1 年分、希望退職者の退職手当に俸給 21 か月分の限度額を定める CSCS 改正があり、同時に、2010 年法第 4 条に基づき国務大臣の命令で定めるところにより同法第 3 条が削られた(注 2)。

独立公務員年金委員会の最終報告

イギリスの国家公務員は、国民年金に加え、平均してこれを上回る額で年金支給年齢 60 歳の公務員年金と原則として年金の 3 年分の退職手当を得ており、次官級の官僚

では年金の支給例が年額 10 万ポンドに及ぶとされている（注 3）。財政赤字の削減に取り組む保守・自民連立政権のジョージ・オズボーン財務相は、2010 年 7 月に公務員年金制度の見直しを労働党政権で雇用年金相、国防相等を歴任して現在王立統合軍防衛研究所理事長のハットン卿を委員長とする独立公務員年金委員会（以下「委員会」）に諮問し、委員会は 2011 年 3 月 10 日付でその答申の最終報告を提出した（注 4）。

委員会によれば、現在の公務員年金制度は、過去の人口変動に柔軟に対応できず、高齢化に伴う給付負担の増大、異なる公務員年金制度間の不平等な取扱い、労使と納税者の不公平な費用分担等の問題が生じている。現行制度の維持が困難な中で、現在進行中の国民年金改革も考慮しなければならないことから、根本的で長期的な構造的課題への取組みが必要とされている。公務員年金改革の原則は、公務員年金制度を①余裕のある持続可能なもの、②適切で公正なもの、③生産性を下支えするもの、④透明性のある簡素なものとするものである。委員会は、公務員退職者の適切な水準の所得保障を主な目的とする公務員年金が給与の重要な部分をなし、ひいては職員の募集と維持に資するものと認めつつ、将来の公務員年金制度案の概要を提示している。

答申における勧告の内容は、①在職中又はすでに退職後の公務員にはその期待権を守り現行どおり最終俸給に応じた年金を保障しつつ、将来の公務員年金は平均標準報酬に応じたものとする、②現在国民年金の支給年齢は段階的に 65 歳に引き上げることとされており、更にこれを 66 歳に引き上げる年金法案が提出されているが、公務員年金支給年齢を国民年金支給年齢と同じ年齢に引き上げる（軍人、消防士については 55 歳から 60 歳まで引き上げ、警察官については現行どおり 60 歳とする）こと、③政府は、納税者負担との均衡を図るため長期的な公務員年金掛金の国庫負担に上限を設け、労使の協議が整わないときは自動的にこれを減額する仕組みをつくること、④軍人、消防士、警官等に特例の余地を認めつつ、国家公務員を含め現行 6 つの公務員年金制度に将来的に共通の枠組みを設ける制度設計を行うべきこと等である。なお、答申の序文では、公務員年金掛金の公務員負担の引上げの必要性が示唆されている。

注(インターネット情報はすべて 2011 年 7 月 19 日現在である。)

- (1) *The Queen (on the application of the Public and Commercial Services Union) and Minister for the Civil Service*. [2010] EWHC 1027, 10 May 2010. <<http://www.bailii.org/ew/cases/EWHC/Admin/2010/1027.html>>
- (2) Civil Service Compensation Scheme. <<http://www.civilservice.gov.uk/my-civil-service/pensions/governance-and-rules/scheme-rules.aspx>>; The Superannuation Act 2010 (Repeal of Limits on Compensation) Order 2010 (SI 2010/2996).
- (3) Andy McSmith, "Gus O'Donnell 'to quit before next election'," *Independent*. 11 Aug. 2010, p. 12.
- (4) *Independent Public Service Pensions Commission: Final Report*. 10 Mar. 2011. <http://cdn.hm-treasury.gov.uk/hutton_final_100311.pdf>

参考文献(インターネット情報はすべて 2011 年 7 月 19 日現在である。)

- ・ Djuna Thurley et al., "Superannuation Bill," HC Library, *Research Paper*. 10/56, 1 Sep. 2010. <<http://www.parliament.uk/briefingpapers/commons/lib/research/rp2010/RP10-056.pdf>>
- ・ 人事院『米英独仏における公務員年金制度の概略』<<http://www.jinji.go.jp/nenkin/sankou3.pdf>>